

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
及び
その他の
日)

目 次

◇ 告 示 消防法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更(二件)

(消防防災課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

土地区画整理事業の認可(ク)

土地区画整理法による換地処分(ク)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

告 示

鳥取県告示第四百九号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の八第二項の規定により指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

二 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地

東京都港区麻布台二丁目一一九

三 変更の年月日

平成七年四月一日

鳥取県告示第四百十号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

二 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地

東京都港区麻布台二丁目一一九

三 変更の年月日

平成七年四月一日

鳥取県告示第四百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二日 鳥取県指令受都計三二一第一四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市滝山字宇部野山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市船木一三三―七

株式会社 砂丘園芸

代表取締役 浜本 真一

鳥取県告示第四百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、河原
団地第二土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次
のとおり告示する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町二丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾 邑次

八頭郡河原町大字河原三四

美田 栄江

二 事業施行期間

全体期間 平成七年五月十九日から平成十年三月三十一日まで

三 施行地区の区域

全体区域

四 事務所の所在地

八頭郡河原町大字長瀬字町屋敷、字土稗、字津登出及び字島台の各一部

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社内
八頭郡河原町大字河原三四 美田栄江宅

五 施行認可の年月日

平成七年五月十五日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

鳥取県告示第四百十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地
域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（二十四工区）の宅地について換地処
分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を平成七年五月十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十

五年建設省令第四十号) 第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成七年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 米子市中島三八五―二 株式会社 西米商事 代表取締役 渡辺 一正	道路の位置の指定場所 西伯郡淀江町大字佐陀字汐除 外畑二〇八四―一三	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇メートル 延長 二六・二メートル
--	--	--